



運生第一八號

昭和十九年四月五日

都道府縣樺太
五大都市 支部長 殿

大政翼贊會事務總長 小畑 忠良

五月ノ常會徹底事項通知ノ件

五月ノ常會徹底事項ハ別紙ノ通り「先ヅ食糧増産ヲ」ニ「スベテヲ貯蓄ヘ」ノ二項目ト決定相成候ニツイテハ貴地方廳トモ連絡ノ上管下各級支部ヲ管勵シ部落會、町内會並隣保班等ノ常會ニ於テ充分徹底相成ルヤウ特別ノ御配意相成度此段及依頼候也

裏面白紙

五月の常會徹底事項

「先づ食糧増産を」

食糧の増産は絶対の急務です。米も麥もいもるいも大増産をやり遂げ、その他雜穀や蔬菜などすべて食用となるものはどしどし作付しませう。

イ、苗代では病虫害を防ぐやう努め、また麥は適期をのがさぬやう部落内の農家以外の人も手傳つて刈取を急ぐこと。この外甘藷の植付けも時期を失せぬやうすること。

ロ、都會地でも農村でもあらゆる空地を徹底的に利用して雜穀や蔬菜などを作付けすること。

ハ、作業は出来るだけ共同でやること。

「すべてを貯蓄へ」

三百六十億圓は今年の貯蓄目標額。戦費を生み出すにも物の値上りを防ぐにも目標額の達成はどうしても必要です。

イ、町内會、部落會や隣組では、それぞれの割當額を充分徹底させること。

ロ、郵便貯金、年金、銀行預金、保険、信託、公債買入れなどにそれぞれ計費をたて、貯蓄すること。

今月は簡易保険の一億新加入運動が行はれますから出来るだけ最高の二千圓まで入りませう。

ハ、貯金や預金は非常の場合にも簡単に拂戻すことが出来ますから手持の現金は預入れること。